

経済要録

国 内

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、2月5日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを同日公表した。

記

日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成16年2月5日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を、以下のとおりとすること

を決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「適格担保取扱基本要領」の一部改正を決定

日本銀行は、2月5日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。

平成16年2月5日
日本銀行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、金融市场調節の一層の円滑化を図る観点から、物価連動国債を適格担保とするため、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 別 紙 | <u>(1) 残存期間 5 年以内のもの</u> |
| | <u>時価の 97%</u> |
| 「適格担保取扱基本要領」中一部改正 | <u>(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの</u> |
| | <u>時価の 95%</u> |
| ○別表 1 を横線のとおり改める。 | <u>(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの</u> |
| | <u>時価の 90%</u> |
| 別表 1 | <u>(4) 残存期間 20 年超のもの</u> |
| | <u>時価の 85%</u> |

担保の種類および担保価格

| | |
|--|-------|
| 1. 国債（分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。） | 2. } |
| (1) } 略（不变） | (特則) |
| (5) } | 略（不变） |

1 - 2. 略（不变）

○別表 2 を横線のとおり改める。

1 - 3. 物価連動国債

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

| 担保の種類 | 適格基準 |
|--------------------------------------|------------------------|
| 国債（分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含む） | 普通国債であること（個人向け国債を除く。）。 |
| 政府短期証券 株式会社産業再生機構に対する政府保証付証書貸付債権 | } 略（不变） |

| | |
|------|-------|
| (特則) | 略（不变） |
|------|-------|

(附則) この一部改正は、平成 16 年 3 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

◆日本銀行、「国債の条件付売買基本要領」の一部改正を決定

日本銀行は、2月5日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。

平成16年2月5日
日本銀行

「国債の条件付売買基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、金融市场調節の一層の円滑化を図る観点から、国債の条件付売買における担保として金銭を受入れ得ることとし、そのため「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

別紙

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

○8. を横線のとおり改める。

8. 担保

(1) 純与信額

純与信額は、一の営業日において、当該営業日をすべての売戻条件付買入および買戻条件付売却の売戻日または買戻日であるとみなした場合において、次のイ. の金額がロ. の金額を上回るときの、その上回る金額をいう。

イ. 本行または売買先が相手方から受取るべき

売戻代金または買戻代金に時価売買価格比率を乗じた金額、相手方に売却した売買国債の時価評価額および相手方に差入れている担保国債の担保価額および担保金の金額ならびに相手方から受取るべき担保金利息の合計金額

ロ. 本行または売買先が相手方に支払うべき買戻代金または売戻代金に時価売買価格比率を乗じた金額、相手方から買入れた売買国債の時価評価額および相手方から受入れている担保国債の担保価額および担保金の金額ならびに相手方に支払うべき担保金利息の合計金額

(2) 略（不变）
(3)

(4) 担保の種類

担保の種類は、受入または差入の別に応じ、次のとおりとする。

イ. 受入の場合

利付国債、割引国債、割引短期国債および政府短期証券とする（ロ. とあわせ、本要領において、「担保国債」と総称する。）ならびに金銭（本要領において、「担保金」という。）とする。

ロ. 差入の場合

利付国債、割引国債、割引短期国債および政府短期証券とする。

(5) 略（不变）

(6) 担保金利息

担保金の金額から売買先が本行に対して有する純与信額を差し引いた金額に対して、金融市場の情勢等を勘案して定めた利率による利息（本要領において、「担保金利息」という。）を付す。

（附則）この一部改正は、平成 16 年 4 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

◆日本銀行、「『日銀ネット端末の改善』の検討状況」を公表

日本銀行は、2月 20 日、「『日銀ネット端末の改善』の検討状況」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成 16 年 2 月 20 日
日本銀行

「日銀ネット端末の改善」の検討状況

1. 日銀ネットのネットワークインフラの高度化

日本銀行は、2002 年 1 月 25 日に「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について」を公表し、その中で、コンピュータ接続の改善、日銀ネット端末の改善、電文フォーマット選択の柔軟性確保（国際標準の採用）の 3 点を提案しました。また、これに対して日銀ネットの利用先（以下「利用先」といいます）から頂いたご意見・ご提案も踏まえて、2002 年 3 月 28 日に「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について—— 関係者のご意見・ご提案を踏まえて ——」を公表し、日本銀行の考え方や対応

方針をご説明したところです。

このうち、コンピュータ接続の改善につきましては、システム開発が順調に進んでおり、上記公表資料にてお知らせしたとおり来年度前半までには日銀ネット側の開発を完了させ、来年度後半以降順次、利用を希望する利用先との接続テストを開始する予定です。この結果、事務量の多い利用先が各先内部のコンピュータ・システムと日銀ネットとを直接接続する環境が改善される見込みです。また、電文フォーマット選択の柔軟性確保についても、当座勘定系は既に本年 1 月より提供を開始しているほか、国債系は上記コンピュータ接続の改善と同じタイミングで提供を開始できる見込みです。

一方の日銀ネット端末の改善については、将来パソコンを使用可能とすることを展望し、日銀ネット端末に対する信頼性のほか機能面でのニーズも見極めつつ、できるだけ早期に実現する方向で検討を進めてまいりました。以下では、日銀ネット端末の改善に関する現段階での対応方針および進捗状況をお知らせします。

2. 日銀ネット端末の改善にかかる検討状況

現在ご利用頂いている日銀ネット端末（以下「現行端末」といいます）は、1988 年の稼動開始以来、セキュリティや信頼性を確保する観点から、一貫して独自仕様の専用端末を利用していますが、このところ価格や納期・操作性などに対する改善要望が強まっておりました。

日本銀行では、こうした点を踏まえて、現在、次世代の日銀ネット端末（以下「次期端末」といいます）の検討を進めているところです。今後、関係先との調整が進み、来年度初に本格開発に着手できれば、2006 年度央を目処に提供したいと考えています。検討結果については、シ

システム設計が進み、詳細が固まり次第、お知らせすることとします。

(1) 開発の基本コンセプト

利用先の次期端末には現行端末より廉価な汎用のパソコン、プリンタを使用するほか、各種ソフトウェアも汎用製品を使用することとします^(注1)。また、日銀センターとの間のデータの送受信にはインターネットで利用されているWeb技術^(注2)を利用する方針です。これにより、端末上に日銀ネット専用の業務アプリケーションソフトを搭載しない、いわゆるThinクライアント方式を実現する方針です。この際の通信手順は、インターネット標準のTCP/IP^(注3)、HTTP^(注4)を利用します。なお、各利用先はマウス操作やグラフィックを利用した入出力が可能となる見込みです。

(注1) 日本銀行が指定するスペックやバージョンのものを利用先に用意して頂きます。

(注2) Web技術とは、Webブラウザ上に入出力画面を表示し、それを通じたデータベース検索・更新やデータ送受信を行う技術を総称するものです。

(注3) TCP/IPとは、Transmission Control Protocol/Internet Protocolの略で、通信データを細かいパケットに分割し、送受信する通信手段で、一般にインターネットで標準的に用いられる通信プロトコルの総称をいいます。

(注4) HTTPとは、Hyper Text Transfer Protocolの略で、HTML文書を表示する要求と要求に基づくデータを伝送する通信手段をいいます。

(2) 提供対象業務

日本銀行では、現行端末上で利用されている

業務を次期端末でも提供できるよう準備を進め方針です。

ただし、現行端末で利用可能な入力画面のうち利用実績が極端に乏しい業務画面は、より効率的なシステムを皆様に提供する観点から、次期端末では提供しない選択肢も含めて検討します。

(3) 機能

日本銀行は、次期端末が現行端末の機能を可能な限り踏襲するよう工夫しながら開発を進め方針です。具体的には、データの打ち溜めやFDデータ交換^(注5)などは、従来のものに相当する機能を提供する方向で検討しております^(注6)。

また、Web技術を利用することにより、FDを利用した端末プログラムのインストール作業が原則として不要になります。さらに利用マニュアル類を電子化したうえで効率的に配布・閲覧する方法がないか検討しております。これらの点は、いずれも利用先から強くご要望頂いていた点であります。

一方、現行端末において専用製品であるが故に提供可能である一部の機能は提供できなくなりますが、汎用製品により代替は可能と考えています。例えば、受信電文の印刷を行う専用プリンタは提供できませんが、次期端末では端末操作者が受信電文を選択のうえ、汎用プリンタへの印刷を指示することで印刷することが可能です。

(注5) FDデータ交換とは、現行端末と利用先コンピュータ間において、FDを媒介にしてデータを交換する機能をいいます。当該機能の利用により個別の入力項目への打鍵操作を省力することができます。

(注6) ただし、一部に現行端末と異なる手順・フォーマットで稼動する機能を提供することも考えられます。例えば端末ファイルフォーマットとしてDOS形式を採用することなどです。

(4) セキュリティ

日本銀行は、汎用製品やWeb技術を利用するなどを前提としている次期端末において、万全のセキュリティ対策を講じる方針です。具体的には、ICカードおよびUSBトークン^(注7)を利用した認証手続を設けるほか、最新のPKI技術^(注8)や通信暗号化技術の採用を検討しております。

また、ネットワーク・セキュリティに対する利用先の信頼を確保する観点から、日銀センター側のセキュリティ設備を強化するほか、通信事業者が提供するIP-VPN^(注9)を利用する方針です。さらに、各利用先にもご協力を頂き、目的外のソフトウェアのインストールを制限し、また、次期端末と利用先の内部ネットワークまたはインターネットとの接続は認めない方針です。このため、利用先の内部ネットワークとの接続を前提とする現行端末のNTCファイル伝送機能^(注10)に相当する機能は、次期端末では提供できなくなります^(注11)。

さらに、コンピュータ・ウィルスによる感染脅威などから日銀ネットを防衛するため、利用先には、次期端末に対する定期的なウィルスチェックやOSパッチ適用を、日本銀行の指定するソフトウェア等を使用して実施して頂くことをお願いする方針です。

(注7) USBトークンとは、USB (Universal Serial Bus:パソコンの周辺機器を接続するためのインターフェースで、最近の殆どのパソコンに装備されて

いる)に接続して利用する認証情報の格納装置を指します。

(注8) PKIとは、Public Key Infrastructureの略で、公開鍵暗号方式の暗号技術をいいます。なお、PKIの利用に当っては、CA(認証局)が秘密鍵を用いてデジタル署名を行う公開鍵証明書を発行する必要がありますが、日本銀行がそのCA(認証局)の役割を担います。

(注9) IP-VPNとは、Internet Protocol-Virtual Private Networkの略で、通信事業者が独自に構築した閉域IP網をいいます。

(注10) NTCファイル伝送とは、利用先コンピュータと利用先設置のNTC (Nichigin Terminal Control equipment)とを回線接続することにより、大量の取引データの伝送を両者間で行う機能をいいます。

(注11) NTCファイル伝送に相当する機能は、FDデータ交換に相当する機能またはコンピュータ接続により代替可能です。

(5) 性能

民間のインターネット取引においてしばしばみられるように、一般にWeb技術を利用した場合には、画面を呼び出す処理のためにデータ伝送量が多くなることなどから、レスポンスが低下する可能性があります。次期端末においても、こうしたWeb技術を利用するほか、高いセキュリティレベルを確保する必要があるため、レスポンスを改善させる対策が必要となります。今後、利用先の業務面に大きな影響を及ぼすことがないよう注意しながらシステム設計を進める方針です^(注12)。

(注12) 次期端末では、利用先のさまざまなニーズや取扱い事務量に対応できるよう、現行端末と同様に通信回線速度を選択（例えば、64kbps および 128kbps）できるようにすることも検討しています。この場合、現行端末と同様に通信回線速度に応じた諸費用を日銀ネット利用料金の中でご負担頂く見通しです。

3. 現行の日銀ネット端末の提供方針

日本銀行は、次期端末の利用開始以降も、当分の間は、引き続き現行端末からの入出力を可能とするほか、同一金融機関等店舗内における現行端末と次期端末の併用や、現行端末利用先と次期端末利用先との間の取引も可能とすることとします。

なお、現行端末の保守・サポート期限については、別途、端末メーカーが決定し、お知らせすることになる見込みです。

4. おわりに

日本銀行は、次期端末の開発には、今後の金融・決済制度の変更や通信・システムにかかる技術の進歩への柔軟性のほか、システム開発コストが過度に高まらない範囲内で、維持管理負担や利便性などの点で頂いたご意見・ご提案を踏まえて設計を行うこととします。

なお、次期端末の利用料金については、料金設定の前提となる費用の確定^(注13)、将来の取扱い事務量や接続回線数の見極めなどを行ったうえで、改めてお示しする方針です。

(注13) 日本銀行は、従来から、オンライン利用に伴う受益部分に対応するコスト、すなわち対外接続費用や回線使用料を日銀ネット利用料金として利用先にご負担して頂いています。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、2月26日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。

記

日本銀行当座預金残高が 30～35 兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成16年2月26日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 30～35 兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「国債市場の流動性向上に向けた制度導入の検討」を公表

日本銀行は、2月26日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり同日対外公表を行うことを決定した。

平成16年2月26日
日本銀行

国債市場の流動性向上に向けた制度導入の検討

本日の政策委員会・金融政策決定会合では、国債市場の流動性向上や円滑な市場機能の維持の観点から、日本銀行が保有する国債を市場に対し供給し得る制度（いわゆる「品貸し」）の導入の是非について議論が行われた。

国債市場においては、時として特定銘柄の調達困難化、ないしその懸念によって市場流動性が低下し、円滑な市場価格の形成が損なわれることがある。そのような場合でも、市場参加者による対応努力が基本となることは言うまでもなく、市場全体への悪影響を回避するための様々な工夫が行われている。ただ同時に、多くの海外主要国では、市場機能を補完するものとして、公的当局による国債供給制度が用意されている。

決定会合では、わが国においても、日本銀行が一時的かつ補完的な供給という趣旨を明確にした上で本制度を導入することによって、国債市場の流動性向上や円滑な市場機能の維持に貢

献し得る余地があるのではないかとの考え方が表明された。

このような議論を受けて、議長は本制度の導入に関する実務的な検討を行い、準備が整い次第、その結果を決定会合に報告するよう執行部に指示した。

◆金融庁、「承継銀行の設立決定について」を公表

金融庁は、2月26日、「承継銀行の設立決定について」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成16年2月26日
金融庁

承継銀行の設立決定について

本日、預金保険法第91条第1項に基づき、預金保険機構が、被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定を行った。

現存の日本承継銀行は、預金保険法第96条第1項に基づき、本年3月8日をもって預金保険機構による経営管理が終了（解散）する予定となっていることから、セーフティネットに万全を期すため、新たな承継銀行の設立決定を行つたものである。

◆現行金利一覧

(16年3月12日現在) (単位 年%)

| | 金利 | 実施時期 () 内 前回水準 |
|--------------------------|-------|-----------------------|
| 公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率） | 0.10 | 13. 9. 19 (0.25) |
| 短期プライムレート | 1.375 | 13. 3. 28 (1.500) |
| 長期プライムレート | 1.65 | 16. 3. 10 (1.6) |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期
は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(16年3月12日現在)

| | | 発行条件 | 改定前発行条件 |
|----------------|---|--|--|
| 国債（10年） | 応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円) | 〈3月債〉 1.309 1.3 99.92 | 〈2月債〉 1.263 1.3 100.32 |
| 政府短期証券 | 応募者利回り (%) 発行価格 (円) | 〈16年3月8日発行分〉 0.0099 99.9975 | 〈16年3月1日発行分〉 0.0055 99.9986 |
| 政府保証債 (10年) | 応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円) | 〈3月債〉 1.411 1.4 99.90 | 〈2月債〉 1.373 1.3 99.35 |
| 公募地方債 (10年) | 応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円) | 〈3月債〉 1.419 1.4 99.83 | 〈2月債〉 1.381 1.3 99.28 |
| 利付金融債 (5年物) | 応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円) | 〈3月債〉 0.65 0.65 100.00 | 〈2月債〉 0.55 0.55 100.00 |
| 割引金融債 | 応募者利回り (%) 同税引後 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円) | 〈3月後半債〉 0.060 0.050 0.05 99.95 | 〈3月前半債〉 0.060 0.050 0.05 99.95 |

(注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。

2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行
価格は募入平均価格。
3. 公募地方債は最低レート。
4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レー
トを採用した金融債の計数を掲載。